

2008SNAの日本への適用のあり方を考える

— 非金融資産を中心に —

光藤 昇*

要旨

この論文では、最初に、93SNAから2008SNAの変更の主要なポイントについて述べ、次に、2008SNAの問題点について、「研究・開発」を固定資産とすることの問題点及び資本サービス概念導入の問題点を中心に述べ、最後に、2008SNAの日本への適用のあり方に関するコメントを述べている。

日本への適用のあり方については、第一に、FISIMの推計の際に、費用アプローチによる推計値を推計結果のチェックに使用することを述べ、第2に資産としての研究開発の推計は、問題点が多く、当面は標準体系導入を見送るべきであると述べ、第三に、加工用財の輸出入を所有権の移転ベースで記録することに関しては、これまでの形での記録方式も併用し、時系列比較ができるようにすべきであることを述べている。そして、最後に、今は、供給・使用表に基づく推計方式の取り入れを真剣に検討すべき時期だと述べている。

キーワード

2008SNA, 研究開発, 知的財産生産物, 非金融資産, 資本サービス

はじめに

2003年に国連統計委員会は、1993SNAの改訂を要求し、国民勘定に関する事務局間ワーキンググループ（以後ISWGNAと表記）に改訂作業の運営・管理を委ねた。そして、2007年、2008年の国連統計委員会で改訂案を採択した。改訂の経緯については、櫻本(2007)、作間(2008)を参照されたい。

最初、国連統計委員会は基本的で包括的な変更ではなく、限定的な範囲での改訂を指令した。しかし、結果的に、改訂は基本原則にかかわるような大幅なものになった。以下、

変更の主要なポイント、変更の問題点、日本への適用のあり方について論じていきたい。

1. 93SNAから2008SNAの変更の主要なポイント

2008SNAは、662ページの大著であり、すべてに目を通すのは大変である。しかし、序文に2008SNAの特徴に関する記述、付録3に93SNAからの変更点のリストがあり、それを読むと概要をつかむことができる。また、付録3の記述で分からないことがあれば本文の関連する記述を読む形で理解を深めることができる。このような作業を経て理解した変更ポイントを記述すると以下ようになる。なお、付録3に於ける変更点で重要と思われる項目に限定して、変更点を表にまとめたも

* 松山大学経済学部
〒790-8578 松山市文京町4-2
電話 089-926-7153
E-mail mitsudo@cc.matsuyama-u.ac.jp

のを付録として添付しているのので、それを参照されたい。その際に、例えば（参照：B2）の表記は、付録3の文節Bに於ける第2項目を意味する。

1-1 2008SNA序文で示された2008SNAの特徴

序文では、「この改定案は、93SNA以降の経済状況の変化を取り入れ、経済分析上で焦点が当てられてきた諸点の記述の精緻化、国民経済計算上での広範なトピックス記述の明快化をもたらした」が、「93SNAに於ける変更よりも限定的である。」としている。

そして、変更の特徴は、資産、金融セクター、グローバル化と関連項目、一般政府と公共セクター、そして、非公式部門(informal sector)の5つの分野に区分できるとして、この順に特徴を列挙している。

(1) 資産に関する主要な変更点

- (a) 「無形生産資産」の名称を「知的財産生産物」へ変更（参照：D15）
- (b) データベースとオリジナルとコピーの取り扱い規則が変更され、研究開発支出を資本形成として取り扱う基本原則が導入された。（参照：D5, D6, D2）
- (c) 資産一般の定義が見直され、「法的所有権と経済的所有権とを区別するための指針を提供し、資産を法的所有者ではなく経済的所有者の貸借対照表に記録すること（D1）」になり、自然資源等の有形資産、契約、リース、ライセンス等の無形資産を含む非生産・非金融資産の取り扱いが精緻化された。（参照：D1, D16）
- (d) 兵器システム支出を政府総資本形成に含めることになった。（参照：D4）
- (e) 分析上の概念として資本サービスが導入された。（参照：D7）

(2) 金融セクターに関する主要な変更点

- (a) 最も急速な変化が起こっている金融セクターの状況に対応して、金融サービス

に関するより一層包括的な全体像を提供している。（参照：B10, E13）

- (b) 金融デリバティブに於ける取り扱いの変更。金融資産境界がデリバティブを含むように拡大され、スワップ取引、現先取引等に関わるフローの流れは利子フローとしてではなく金融取引として記録されることになる。
 - (c) 非生命保険サービスの測定の仕方が地震等の巨大な支払が発生する状況にも対応できるように変更された。
 - (d) 間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)に関する推計方法の改善。（参照：C2）なお、これについては、2008年のリーマンショックの経験を踏まえて、2012年の国連統計委員会で変更が予定されている。
 - (e) 年金受給権の記録に関する勧告の変更（「金融セクターに関する変更の中で、最も大きな変更」（序文, xlviii)）。年金受給権は、必要な資産が別制度で管理されているか否かによらず、家計に対する負債とすることになった。（参照：E15）
- #### (3) グローバル化と関連した主要な変更
- (a) 個人の居住地変更による海外送金の取り扱いに関して、個人がその居住地である国を変更しても、当該個人が所有する非金融資産、金融資産、負債の所有権は変更しないことを確認し、フローの資本移転ではなく、ストックの「その他の資産量変動」として計上。（参照：G2）
 - (b) 所有権移転ベースで記録するという原則の徹底。加工目的で海外に輸送された財を所有権の移転ベースで記録することになった。加工単位に支払われた料金は、財を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録することになった。（参照：G3）
 - (c) しばしば、（一般的な会社と異なって）

ペーパーカンパニー化していることで知られている特別目的実体は制度単位として認識されるべきとし、その取り扱いに関するガイドラインが提供された。

(4) 一般政府と公的部門に関連した変更

- (a) 民間/公共/政府部門間の境界の明確化。
- (b) 公的法人企業からの例外的支払いを持つ分の引き出しとして記録すること。
- (c) PPP（官民パートナーシップ）に関する取り扱いの明確化。再建機構（restructuring agencies）の取り扱いの詳述。
- (d) 一般政府と関連する公的企業及び証券化実体（securitization vehicles）の取引が明瞭化され、政府債務に重大な影響をもたらす項目の記録が改良された。
- (e) 政府保証の取り扱いの明確化。輸出信用や学資保証のような標準化された保証に関する新しい取り扱いが導入された。

(5) その他の主要な変更

- (a) 付随的活動（Ancillary activities）を行う生産単位の取り扱いの明確化、及び変更。
- (b) 金融機関部門に割り当てる持ち株会社（参照：B6）
- (c) 被用者自社株購入権（ストックオプション）を雇用者報酬として計上。（参照：E2）

(6) 非公式セクターに関する特別な章を設ける。

- (a) 非公式ベースの家計内で行われる活動と、いわゆる未観測経済で行われる活動の計測の問題を取り扱った特別な章が含まれている。

1-2 筆者が独自の視点からの整理した変更ポイント

現時点の私の理解によると、93SNAから2008SNAへの変更の主要なポイントとしては以下のような点が挙げられる。

(1) 体系に於ける基本原則の変更とそれによる性格の変化

- (a) 加工目的で海外に輸送された財を所有権の移転ベースで記録：産業連関表との性格の違いが明瞭になる。
- (b) 資本サービス概念の導入と推計の推奨：コモディティフロー法に依存した推計方法の後退、生産面、支出面の2面等価による推計値のチェック機能の後退につながる可能性がある。

68SNAでは、産業連関表は標準体系の主要部で、国際収支表、国民貸借対照表等と物の流れを重視する産業連関表のルールを尊重して統合がはかられていた。しかし、2008SNAでは、所有権変更を重視する金融取引のルールが重視され、そして、投入係数一定の仮定のもとに展開される産業連関分析への批判が明記され（14.42段、14.43段）、SNAと産業連関表の差異が拡大することになった。

(2) GDPの総額に影響すると思われる変更

- (a) FISIMの推計方法の若干の変更（2012年国連統計委員会ですらなる修正予定）。これまで、日本のように金融サービス全体を中間消費とすることを容認していたが、今後は認めないことになった。
- (b) 最終消費又は総資本形成のために生産者によって保持された知識格納生産物の自己勘定生産を生産境界内の活動とし、研究開発の産出を資本形成とした。
- (c) 兵器を資本形成とした。
- (d) スtockオプションを雇用者報酬として計上する。

(3) 非金融資産に於ける新しい資産の導入及び分類体系の変更

これについては、上記の序文「資産に関する主要な変更点」で記述されている通りであるが、それに、以下の点を加えるべきだと思う。

- (a) 育成資産から育成生物資源への名称変

更と対象範囲の拡大（参照：D14）。

- (b) 水資源の定義変更：対象範囲の拡大（参照：D12）。

なお、資産全体の変更の概要をつかむには、資産分類の対照表（表4）を参照されたい。

(4) 金融資産に於ける新しい資産の導入及び分類体系の変更

これについては、上記の序文「金融セクターに関する主要な変更点」で記述されている年金受給権の資産計上、デリバティブの資産計上などの部分があてはまる。なお、金融資産全体の変更の概要をつかむには、金融資産分類の対照表（E13）を参照されたい。

(5) 金融機関部門の内訳部門設定の改定

(iii) マネー・マーケット・ファンド（MMF）、
(iv) 非MMF投資ファンド等の内訳部門が設定されるなど、かなり大幅な変更がなされている。（参照：B10）。

(6) その他重要と思われる変更点

- (a) 不良債権の取り扱いの精緻化
(b) 再建機構の取り扱いなど一般政府と公的部門に関して曖昧だった点の基準の明確化。
(c) 9.11により明らかになった保険支払上での問題点への対応。
(d) 非営利団体に対する内訳部門の導入（参照：B8）
(e) 序文でも述べられているが、未観測経済（non-observed economy）と非公式部門（informal sector）を取り扱った特別な章が設けられたこと

2. 2008SNAの問題点

2003年の34回統計委員会で採択され、2004年のAEG（Advisory Expert group for the Update of the System of National Accounts, 1993）の会議を経て決定された44の課題の中には、いくつかの国から反対の声が上がった項目が5つあった。それは、課題9「研

究・開発」、課題15「資本サービスのコスト」、課題16「政府と非市場生産者：自己所有の資本コスト」、課題19「軍事支出」、課題40「加工用財」である。私も、これらの提案のいくつかに疑問を持っている。以下に於いて、課題19「軍事支出」以外の課題について提案趣旨と問題点について述べていきたいと思う。課題19「軍事支出」については、これまでの特別扱いをやめ、固定資本形成と中間消費を区分する原則を適用して処理するというものである。そして、軍事支出を特別な項目として別掲することも勧告されている。私は、課題19の提案に疑問を持っていたが、別掲の措置により経済の軍事化の程度を推計できるようなので、問題はないと判断し、ここでは省略する。

2-1 「研究・開発」を固定資産とすることは問題が多い。

2008SNAでは、財・サービスの生産とは別に知識格納生産物（Knowledge-capturing products）の自己生産を生産活動とし、その成果を研究・開発という名の資本形成とすることになった。しかし、現状では、国民が納得する客観的な推計値を得ることは難しいように思う。

課題9「研究・開発（R&D）」の内容は、以下ようになっていた。

「93SNAは、R&Dの産出物が将来の経済成長に対する主要な貢献要素であると考えられているという事実があるにもかかわらず、資本形成として認識していない。もし、SNAが変更されることがあるならば、R&Dに関するすべての支出又は一部のそれを資本形成として計上すべきではないか？たとえば、Frascati Manualに従って集められた支出データを用い、適切なデフレーターとサービス寿命を得ることによって、満足できる推計値を得るためのすべての実際的な困難を克服することができないのか」

また、課題9に関連した課題10「特許実体」の内容は以下のようにになっている。

「93SNAにおいて、特許実体は非生産無形資産として取り扱われている。しかし、特許使用者から受け取った支払額は便宜的にサービスの支払として計上されている。これは、非生産資産の使用に対する支払を財産所得と見なすというSNAの勘定記録原則に反している。もし、R&Dが資本形成として取り扱われるならば、特許使用者から受け取った支払額をサービスの支払として取り扱い続けるべきか？」

そして、課題9に関するAEGの勧告は、研究・開発の定義をFrascati Manualでのそれと同じにして推計し、固定資本形成とすべきだということであり、特許実体はR&Dの一部とみなされ、体系に於いて識別されなくなるということであった。ただし、原則的に、将来に於いて所有者に経済的便益をもたらさないR&Dは中間消費としている。

このような勧告に対して、二三の国からは、研究開発支出は便益の代理指標としては貧弱であるとか、サービス寿命の推定、適切な価格指数を得ることができないなどの批判があり、賛成する国からも、詳細なガイドブックが必要だという意見が出された。

ISWGNAとしては、研究開発支出のうち資本形成に関わると見なせるものの範囲、R&Dの産出物の耐用年数の推定、実質化のための物価指数の問題などは、国際協力により解決可能だと判断し、固定資本形成に研究開発を加えることにした。さらに、各国での導入に際しては、しばらくの間、サテライト勘定として推計を試み、信頼できる推計の水準に到達したら標準体系に組み込むように勧告した。

作間(2008)は、研究開発を固定資本形成とすることも含めて、93SNAの無形生産物全体の2008SNAでの変更について批判を展開しているが、彼による批判のポイントは以下のように整理できるだろう。

- (a) ソフトウェアやデータベースは完全な有形固定資産であり、通常の固定資産と同様な取り扱いが可能である。従って、無形固定資産ではない。
 - (b) 公的機関による研究開発の成果は公共財であり、環境のようなものである。それは、資本としての研究開発には含めるべきでない。
 - (c) 民間企業による研究開発による成果は資産ではあるが固定資産ではなく在庫（仕掛品在庫、肉牛の年間成長分と同様なもの）として扱うべきである。
 - (d) 特許使用者から受け取った支払額を便宜的にサービスの支払として計上したのは93SNAの論理的ミスである。特許実体、著作原本の作成費用は開発費用である。しかし、特許実体は社会的構成物ではない。社会的構成物である特許権、著作権は非生産無形資産として残すべきだ。
このような作間氏による批判も含めて、世界各国からの批判、問い合わせに答える形で、OECDマニュアル（OECD(2010)）が作成されたが、そこでは、以下のように、非常に硬直的な回答が展開されている。
- (a) オリジナルな知的財産生産物の生産費は仕掛品在庫として区別しておき、完成した時に固定資本形成とすることは現実的ではないので、最初から、固定資本形成とする。
 - (b) オリジナルな知的財産生産物の生産費は失敗したものも含めて固定資本形成として計上し、失敗とわかった時点でもその生産費を固定資本形成から差し引くことも推奨しない。
 - (c) 政府によって生産され、自由に利用可能なもの（＝公共財）もすべて知的財産生産物とする。
 - (d) 自家生産されたソフトウェアなど、知的財産生産物の計上の際に重複計算にならないように、それぞれの知的財産生産物のコストを区別して推計するように要請する。

(e) 減価償却についてはPIM法を推奨し、年齢—価格関数と年齢—機能関数の推計に際しては幾何学モデルの使用を推奨する。

このような、実務的な推計の容易さだけを追求した硬直的な回答では、世界的なコンセンサスは得られないのではないかと思う。

2-2 資本サービス概念の導入の問題点

課題15「資本サービスのコスト」に関する提案理由は、以下のようなものである。

「93SNAには、非金融資産により生産過程で提供されたサービスは明示的に定義されていない。OECDの資本測定マニュアルには、資本投入を実際又は推計された純粋な経済賃貸料、すなわち、固定資本減耗、期待される保有利得/損失、及び資本あるいは利子コストと規定している。非金融資産の使用者から所有者に支払われた賃貸料は、所有者によって負担されたサービス提供に関するコストと、資産により所有者に提供された資本サービスの両者を包含している。所有者によって使用された非金融資産に対しては、粗営業余剰の一部として、明確に区分できない形で現れる。資本サービスの概念は、どのような形でSNAの中に組み込むべきか？」

これに対して、2007年の第38回統計委員会へのISWGNAによる提案（United Nations Statistical Commission(2007a)）では、標準的な勘定表体系の中に、新たな勘定項目として資本サービスを導入することはしないが、資本サービスの概念の使用を推奨し、それに関する特別な章（第20章）を設けて概念の説明をし、かつ、資本サービスに関する詳細なデータを市場生産者についての参考表で示すとされている。そして、この措置により、SNAに成長および生産性の分野に於けるここ数十年の研究の進展を取り入れることにつながり、多くのユーザーがもつ分析上のニーズを充足する一助になると記されている。

また、課題16「政府及び非市場生産者：

保有資産の資本コスト」は課題15と強い関連がある課題であるが、それに関する提案理由及び課題への対応は以下のようにになっている。

「非市場産出額の測定のためコストを積み上げるときに、自己所有している資産により提供されたサービスの価値は固定資本減耗として測定するべきだと勧告している。このことは、これらの資産に関する資本収益も、同じことだが、資本の機会費用も認識されていることを意味する。このことは、資産が賃貸された場合支払われなければならない賃貸料との間に取り扱いの不一致を生じる。SNAの勧告が変更され、固定資本減耗のコストを資本サービス（固定資本減耗、期待される保有利得/損失、及び資本あるいは利子コスト）に変更すべきか？」

そして、この提案に対するUnited Nations Statistical Commission(2007b)に於けるAEGの対応は、保有資産の資本コストを計上すべきということであったが、反対を表明する国がかなりあり、ISWGNAの判断により、最終的には、今回の勧告には変更項目として取り上げられなかった。

ISWGNAの統計委員会での報告文書United Nations Statistical Commission(2007a)で紹介されているように、課題16に関しては、ヨーロッパ中心にかなりの多くの国が反対の立場を表明し、反対理由としては、概念的なものと実務的なものがあつたようだ。そして、反対意見のコメントに共通するポイントは以下のようにまとめられている。

「市場生産と非市場生産は異なっており、その差異は産出の推計方法においても反映されるべきだ。政府及び非市場生産者の保有資産の資本コスト計上は、推計作業を観察による推計よりもモデリングに基づいた推計へと導くので避けるべきだ。多くの国に於いて、資本ストックの必要とされる推計は十分に発展させられていない。従って、固定資本減耗

の推計も困難である。適切な収益率を識別する作業は問題が多く、諸国間の比較可能性に関して追加的な困難をもたらす」

この反対意見要約は、問題点をほとんど網羅していると思うが、93SNAの編集を担当したVanoli氏は、国際所得国富学会（IARIW）の2006年度の学会で、以下のような理由での反対意見を述べている。

- (a) 客観的な体系としての国民経済計算と生産性推計のような研究活動は異なる。
- (b) 経済理論の仮定及び推奨と実態経済の観察との緊張（Tensions）
- (c) 具体的な資本（Concrete capital）と金融資本の区分：Frish, Aukrustは明確に区分。
- (d) 設備の生産的なサービス（capital service）と金融資本の所得としてのcapital income。
- (e) serviceの多様な意味
- (f) 多要素生産性分析と国民経済計算の関係
- (g) 将来的に資本コスト（cost of capital）を推計し、経営余剰を区分することを求められるかもしれない。非常に多くの困難が予想される。
- (h) そのような困難が解決されると予想できない。懐疑的（deceptive）で当てにならない資本サービスの概念を導入すべきではない。

以上に示された多くの反対意見を反映して、標準体系上に資本サービスの数値が計上されることはなくなったが、市場生産者についての参考表の形で表示することが推奨されている。

次に、第20章「資本サービスと国民経済計算」の概要とそこで示された参考表のフォーマットについて紹介しておきたい。

私が理解した20章の趣旨は以下のように記すことが出来るだろう。すなわち、資本サービスは、SNAの新しい概念ではなく、経営余剰の構成要素として、既に体系内に潜在的に存在したものであり、資本サービスの顕在化が資産価値の推計や固定資本減耗の推計の

精度を高めるのに役立つということのようだ。従って、全体の記述は、資本サービスの概念の理論的な説明ではなく、恒久棚卸モデル（perpetual inventory model, 略称PIM）による資本耐用期間各年に於ける資本価値と資本減少額及び資本所得の推計手法とそれらの相互関係の平易な解説だといってよいだろう。なお、固定資産の推定法としてこれまで使用されているこの恒久棚卸法（perpetual inventory method）と恒久棚卸モデルは異なるもののようなので注意が必要だ。また、資本減少額がSNAに於ける固定資本減耗額に相当し、資本所得は資本収益又は純営業余剰と表記されることがあるようだ。

確かに、資本財購入時に平均的な耐用年数、資本財の価値逡減パターン及び収益率が一元的に決定できるならば資本価値の推計精度は向上することになると思うが、一元的な収益率設定はできないのではないかと思う。文節20.30で、収益率については、外生的に決定されるか内生的に決定されるかについて資本サービス肯定論者の間で意見が分かれていると記されているが、外生的に決定する形をとると資本サービスが経営余剰より大きい値を取ることが予想され、国民経済計算体系に混乱をもたらすことになりそうだ。

次に、資本サービスに関する参考表の概要は表1のようにになっている。文節20.71によると、この表の政府と民間非営利団体は資本収益が計上されないという慣行になっているので、総営業余剰と固定資本減耗が等しくなると書かれていることを注意しておきたい。

最後に、私の過去の研究の経験から、以下のようなポイントを指摘しておきたい。

私は、30年前に、光藤(1977)で、フィッシャーの資本概念についても吟味したことがある。そのとき、私は、フィッシャーの資本と資本サービスに関する理論的枠組みは平板であり、経済循環の考えとは異質で、かつ相容れないと感じていた。今回提案されている

表1 資本サービスに関する可能な参考表の骨格

国民経済計算データ	総計/粗概念	固定資本減耗	純額
粗付加価値			
雇用者報酬			
混合所得			
営業余剰			
非金融法人企業			
金融機関			
一般政府			
対家計民間非営利団体			
家計			
生産に課される税（控除）補助金			
資本サービス	資本サービス	価値低下額	資本収益
固定資産			
市場生産者（家計を除く）			
非金融法人			
金融機関			
非市場生産者			
一般政府			
対家計民間非営利団体			
家計			
住宅			
他の非法人企業			
自然資源			
在庫			

出所：第20章の「Table 20.11：The Outline of a possible supplementary table」を著者が翻訳したもの。

資本サービス概念は、アービング・フィッシャーの提起していた概念と同じだと思うが、今回の改訂を推進した人たちにも、経済循環の局面に関する認識が欠けているというコメントが有効だと思う。次回の改訂に於いても、資本サービス推計の問題は取り上げられると予想されるが、国民経済計算の基本理念である経済循環に於ける局面の考え方が骨抜きにならないように祈るものである。

2-3 加工用財の取り扱いの変更の問題点

課題40「加工用財」の内容は以下のようになっている。

「93SNAとBPMは、海外に輸送される加工中の財の取り扱いが異なっている。実質的な

加工処理もたらず場合、93SNAはグロスでのみ記録している。BPMは、実務上の利用から、すべての加工処理を実質的と見なして、グロスの流れを記録するという規則を提案している。加工レベルの区別が可能なのだろうか？さらに、加工のために財が海外へ送られたときに所有権の変更が生じず、従って、実際に取引が生じないという状況がある。93SNAの加工用財に関する現行の取り扱い、産業連関表分析を容易にすると言われている。これは、いまでも、加工用財をグロスペースで記録する有効な理由なのか？グローバル化の進展、及び海外で加工される財の増加は実務上の変更が妥当であると暗示しているのではないか？」

これに関する勧告は、次のようである。

「提起された問題の趣旨は複雑であるが、基本的には、輸出入の記録が、所有権の変化と物理的な動きのどちらを反映すべきかだと解釈し、所有権の変更を反映すべきだということ、すなわち、所有権変更ベースで記録されるべきだという立場に賛成する。これにより、国内取引及び国際取引の記録原則が変更されることになる。そして、この変更により、産業連関表もこれまでの物的技術を反映するものではなく生産の経済的基礎を反映することになる。」

このような勧告に対して、実務上の困難等の理由で、かなりの国が反対意見を表明したが、ISWGNAは、この変更が国際収支表、産業連関表等への大きな影響をもたらすことを承知の上で勧告の採択を要請した。

この問題に関しては、日本への適用に関する問題点も含めて櫻本(2007)に詳しい解説があるので、そちらを参照されたい。

3. 2008SNAの日本への適用のあり方に関するコメント

- (1) FISIMをこれまでのGDPに加えることについては問題が多い。

93SNA方式で推計したFISIMは金融危機に対する政府・中央銀行による政策の影響を受けやすく、銀行サービスの産出額の推計としては問題が多い。少なくとも、利鞘に於けるリスクテイキングに対応した収入と考えられる部分を取り除いたものにすべきだと考える。なお、今回の勧告で、中央銀行のサービス推計に「費用アプローチ」の使用が勧告されているが、私は、「費用アプローチ」をその他の銀行サービスの推計にも適用することを真剣に検討すべきだと思う。「非生命保険」に関する産出推計に関して、付録3の文節A3.33に「08SNAは、非生命保険産出の推計に関して三つのアプローチを勧告する。この三つのアプローチとは、『期待値アプローチ』、

『会計アプローチ』、『費用アプローチ』である。」という記述があり、期待値アプローチが理想的であるが、データがない場合には他のアプローチで推計するように勧告している。銀行サービスの推計においても、少なくとも、費用アプローチによる推計結果を、FISIMアプローチによる推計結果のチェック資料として、使用することを提案したい。

- (2) 研究開発については、すでに試算がなされているようだが(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2011))、OECDマニュアル自体は、将来に利益をもたらさないことが明確な研究開発を除くことを拒否するなど、2008SNAの記述よりもさらに後退した対応を示しており、推計を標準体系に組み込む水準にはほど遠いように思う。先述した作間(2008)の批判ポイント(a)(b)(c)(d)はすべてのを得ており、彼の見解は尊重されるべきだと考える。

- (3) 加工用財の輸出入を所有権の移転ベースで記録することに関しては、将来的に対応が必要だろうが、産業連関表の記録原則を侵すものなので、少なくとも、これまでの形(グロスベース)での記録も何らかの形で残し、時系列的な比較ができるようにしてほしいと思う。

なお、今回の改訂で、これまで双子のような存在だったSNAと産業連関表との差異が目立つようになってきたのが気かりである。日本のSNA推計はこの双子の關係に依拠して行われてきたが、そろそろ、ヨーロッパで行われている推計方式を取り入れる準備をするべき時期に来ているように思う。消費税の引き上げに反対であるが、SNA推計の精度向上の視点から、税務データの利用拡大及び消費税の課税方式を将来的にインボイス方式に変更することを提起したい。

4. 93SNAの変更時に対応しなかった項目等について

私は、光藤(2002)において、国民経済計算部が93SNAの勧告のうち導入を見送った事項として、制度部門別の生産勘定の作成が見送られたこと、経済活動の記録に際して、基本価格での表示が出来ないことなどを取り上げて、対応するよう要請したが、未だに実現していない。日本の独自性にこだわるのではなく、長期的な視野にたって供給使用表の

導入等も検討し、これらの課題に答えるようにしてほしい。また、現時点では、国民経済計算の精度を向上するための取り組みを着実に積み重ねることが重要であり、2008SNAへの対応は急ぐ必要はないと考える。

なお、この論文は2011年度の専修大学での国内研究の成果である。そして、私を研究員として受け入れ、かつ、貴重な資料を提供していただいた作間氏に深い感謝の意を述べておきたい。

参考文献

- 作間逸雄(2008)、「1993SNAの改訂と無形資産」『産業連関』第16巻3号、環太平洋産業連関学会。
- 櫻本 健(2007)、「93SNA Rev.1に向けた我が国の課題 — 国際的議論の進展と我が国の対応 —」『季刊国民経済計算』No. 134、内閣府経済社会総合研究所。
- 内閣府経済社会総合研究所(2010)、「R&Dサテライト勘定の調査研究報告書」『季刊国民経済計算』No. 144、内閣府経済社会総合研究所。
- 光藤 昇(1977)「『経済福祉』指標の理論的背景とその問題点」、『統計学』32号、経済統計学会。
- 光藤 昇(2001)「日本に於ける93SNAへの改訂結果と残された問題点について」『松山大学論集』13巻4号、松山大学学術研究会。
- European Commission, IMF, OECD, United Nations, World Bank (2010) *System of National Accounts 2008*, Intl Monetary Fund.
- OECD (2010) *Handbook on Deriving Capital Measures of Intellectual Property Product*, OECD Publishing
- United Nations Statistical Commission (2007a), “Report of Intersecretariat Working Group on National Accounts (ISWGNA) to The Statistical Commission at Thirty-eighth session” E/CN.3/2007/7.
- United Nations Statistical Commission (2007b), “The Full Set of Consolidated Recommendations : The Recommendations Made by the Advisory Expert Group for the Update of the System of National Accounts, 1993, Prepared by Intersecretariat Working Group on National Accounts”
- United Nations (2008), “Report of Intersecretariat Working Group on National Accounts to The Statistical Commission at Thirty-ninth session” E/CN.3/2008/5.
- Vanoli Andre (2006), “ACCOUNTING FOR MILITARY ACTIVITIES IN PEACE-TIME AND WAR-TIME - IS WAR A PROCESS OF ECONOMIC PRODUCTION? -” Paper Prepared for the 29th General Conference of The International Association for Research in Income and Wealth.

付録：2008SNAの付録3の抜粋（注1）

付表1 統計単位の明確化と制度部門に於ける改定事項

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
B6 A3.3 から A3.5	金融機関部門に割り 当てる持ち株会社 参照：4章 4.45	ISICの持ち株会社の定義「子会社の全資産 を保有するが、管理活動は行っていない」。 すべて金融機関部門に分類。	93SNAでは企業グループの 主たる活動で分類。本来は 「本社」と呼ぶべきものを 「持ち株会社」としていた。	課題 25b
B8 A3.17	非営利団体に対する 内訳部門の導入 参照：第4章 4.35, 4.94, 4.103, 4.128	NPIを異なった内訳部門として識別し、全 活動をまとめた補足表を作成可能にする。	93SNAではNPIの識別が不 明確。	課題 36
B10 A3.19 から A3.20	金融サービス、金融 市場、金融手段の新 展開を反映するた めの金融機関部門の内 訳部門設定の改定 参照：4章 4.98～ 4.116	9つの内訳部門に分類される。(i)中央銀行、 (ii)中央銀行を除く預金受入機関、(iii)マ ネー・マーケット・ファンド (MMF)、 (iv)非MMF投資ファンド、(v)保険会社およ び年金基金を除く他の金融仲介機関、(vi)金 融補助機関、(vii)専属金融機関と貸金業者、 (viii)保険会社 (IC)、(ix)年金基金 (PF)。	93SNAでは5つの部門。 (i)中央銀行、(ii)預金取り扱 い機関、(iii)保険会社および 年金基金を除く他の金融仲 介機関、(iv)金融補助機関、 (v)保険会社 (IC) 及び年金 基金 (PF)。	課題 6a

付表2 C. 各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明、生産境界を含む

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
C2 A3.24 から A3.27	間接的に計測される 金融仲介サービス (FISIM) に関する 推計方法の改善 参照：6章 6.163～6.165	計算式がいくつか変更。金融仲介機関につ いて、仲介されたものだけでなく、すべての 貸付・預金が含まれる。参照利率は サービスの要素を含むべきでなく、貸付お よび預金のリスクとマチュリティの構成を 反映すべきである。	93SNAは財産所得の受取 は、自己資金による投資に よる受け取り分を除外して いた。	課題 6a

付表3 D. 資産、資本形成、固定資本減耗などの概念の拡大と精緻化

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
D1 A3.43 から A3.45	経済的所有権変更基 準の変更の導入	08SNAは、法的所有権と経済的所有権と を区別するための指針を提供し、資産を法 的所有者ではなく経済的所有者の貸借対照 表に記録することを勧告する。経済的所有 者は、破損、盗難などの際にリスクを引き 受ける単位の方である。	93SNAは所有権の定義を明 示的に与えていない。しば しば、それは、法的所有権 のことを意味したようだが、 法的所有権の移転がない 場合、経済的所有権のそ れらの概念による場合もあ った。	課題 38a リース の普及 との関 連
D2 A3.46 から A3.48	資産境界を拡大し、 研究開発を資産に含 める 参照：第10章 10.103 から 10.105	研究開発の産出は、「知的財産生産物」と して資産計上する。 資産境界に研究開発を含めることにより、 93SNAの非生産資産の一形態としての特 許実体カテゴリーが消滅し、固定資産と しての研究開発に置き換えられる。	93SNAでは研究・開発は中 間消費。	課題9 ハンド ブックの 刊行。

D4 A3.55 A3.58	資産境界の拡張と政府総資本形成に兵器システム支出を含めること 参照：第10章 10.87～10.144	08SNAは、軍事兵器システムの固定資産への分類は、その他の固定資産と同じ基準、すなわち、固定資産とは1年を超えて、生産過程で、繰り返しまたは継続的に使用される生産資産であるという基準に基づき行なうことを勧告する。	93SNAでは、総固定資本形成として扱うのは、固定資産に対する軍隊の支出のうち、非軍事目的の生産でも使用する可能性のあるものに限られていた。	課題19
D5 A3.59 から A3.62	データベースを含むよう修正した「コンピュータ・ソフトウェア」資産カテゴリー 参照：10章 10.110～10.114	93SNAの資産カテゴリー項目「コンピュータ・ソフトウェア」を「コンピュータ・ソフトウェアとデータベース」と改めた。一年以上使用されるデータベースはすべて固定資産。	93SNAでは、「大型」データベースのみが資産として認識されていた。	課題12
D6 A3.63 から A3.67	オリジナルとコピーを別々の生産物として認識すること 参照：10章 10.100～10.101	もしコピーがライセンスの供与としてではなく、コピーそのものとして販売され、1年以上生産で使用することが期待できるなら、固定資産として扱うことを勧告する。また、使用ライセンスのもとで利用可能となったコピーの場合にも、もし、一年を超える期間で生産に使用されるなら固定資産として扱う。	93SNAでは、オリジナルとコピーとを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供していなかった。	課題11
D7 A3.68	資本サービスの概念の導入 参照：20章	「資本サービスを特定することが生産性の測定やその他の分析にとって重要であることを考慮し、新しい章を追加し、その章で資本サービスの役割と勘定中での表章について説明している。」 詳細データを市場生産者についての参考表で表示することを示唆。	市場生産で使用する資産について、資本サービスが暗黙裡に含まれていたが、別個の項目として特定されていなかった。	課題15
D12 A3.84 から A3.85	場合によって水資源を資産として取り扱う 参照：10章 10.184	水資源の定義は、地下の帯水層やその他の地下水資源に加え、河川、湖、人工の貯水池、あるいは、その他の地表の貯水池にまで拡大することが提案されている。	地下の水資源は有形非生産資産として認識されている。	課題31
D14 A3.88 から A3.89	育成生物資源と非育成生物資源の対称的な定義 参照：10章 10.156	育成生物資源の定義が明確化され、生物資源が制度単位の直接支配、責任、管理のもとにある場合に限り、その自然成長および再生を生産として扱うことを明らかにした。	93SNAの名称は「育成資産」。08SNAでは「育成生物資源」に名称変更された。	課題26
D15 A3.90	知的財産生産物の導入 参照：10章 10.98	従来「無形生産資産 (intangible produced Assets)」 ^(註1) とよばれていた資産は、現在ではより記述的に「知的財産生産物」と称されるようになり、08SNAでは、その会計上の扱いが明確になり、拡張されている。このような資産は、研究開発、鉱物探査と評価、コンピュータ・ソフトウェアとデータベース、娯楽・文学・芸術作品の原本、その他の知的財産生産物に分類されている。	93SNAでは「無形固定資産」。(intangible fixed assets) その内訳は、鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア娯楽、文学、芸術作品の原本、その他の無形固定資産。	課題13 及び 課題9
D16 A3.91	自然資源に関する資源リースの概念の導入 参照：7章 7.109	「08SNAは資源リースの概念を導入している。そうすることによってカバーされるのは、資源の賃借者である単位がその資源を生産に利用し、事実上、経済的所有者である場合にも、自然資源が引き続き法的所有者の賃借対照表に表章されるような状況である。」	93SNAには、資源リースの概念はない。	課題21

付表4 2008SNAと93SNAの非金融資産分類対照表

変更概要	93SNAでの表記	備考
2008SNA 資産分類	93SNA 資産分類	課題 9,
生産資産	生産資産	10,
固定資産	固定資産	11,
住居	有形固定資産	12,
その他の建物と構築物 (土地改良を含む)	住宅	13
機械機器類	その他の建物と構築物	14,
兵器システム	機械・設備	17,
育成生物資源	(軍用病院施設等は固定資産)	18,
非生産資産に係わる所有権移転費用	育成資産	19,
知的財産生産物	その他の構築物	20,
研究開発	無形固定資産	21
鉱物探査と評価	鉱物探査	22,
コンピュータ・ソフトウェアとデータベース	コンピュータ・ソフトウェア	26,
娯楽, 文学, 芸術作品	娯楽, 文学, 芸術作品の原本	27,
その他の知的財産生産物	その他の無形固定資産	28,
在庫	在庫品	29,
軍事在庫品が追加される。	貴重品	30
貴重品		
非生産資産	非生産資産	
自然資源	有形非生産資産	
土地 (土地改良は生産資産に別掲)	土地	
鉱物およびエネルギー資源	地下資源	
非育成生物資源	非育成生物資源	
水資源 (地表の貯水池等まで拡大)	地下の水資源	
その他の自然資源	無形非生産資産	
電波周波数帯域	特許実体	
その他	賃貸借権およびその他の	
契約・リース・ライセンス	譲渡可能な契約	
のれんとマーケティング資産	買入のれん	
	その他の無形非生産資産	

付表5 E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
E15	年金受給権の記録に関する勧告の変更	雇用に関連する年金の受給権は、法的強制力をもって実施されることが予想される、または、そうなりそうだと思われる、契約上の取り組みである、とされている。そうした年金受給権は、必要な資産が別制度で管理されているか否かによらず、家計に対する負債とする。	基金型の「民間」制度に対してのみ、貸借対照表上で年金義務を認識していた。このため、社会保障や無基金の被用者制度などの多くの年金制度の活動は、金融資産/負債の認識には結びつかなかった。さらに、認識される年金負債は利用できる基金に限定して認識され、被用者その他が当該制度に対してもつ債権によって決定されることはなかった。	課題2
A3.127 から A3.135	参照：第17章 17.116 から 17.206			

付表6 E13. 金融資産の分類

08SNAの金融資産の分類	93SNAでの金融資産の分類	備考
貨幣用金とSDR	貨幣用金とSDR	課題44
貨幣用金		
SDR		A3.123
現金・預金	現金・預金	から
現金	現金	A3.124
通貨性預金	通貨性預金	
インターバンク・ポジション	その他の預金	参照：11章
その他の通貨性預金		
その他の預金		
債務証券	株式以外の証券	
短期	短期	
長期	長期	
貸付	貸付	
短期	短期	
長期	長期	
持分および投資ファンドシェア	株式及び持分	
持分		
上場株		
非上場株		
その他の持分		
投資ファンドシェア/ユニット		
MMFシェア/ユニット		
その他の投資ファンド		
シェア/ユニット		
保険、年金および標準化された保証制度	保険技術準備金	
非生命保険契約準備金	生命保険準備金および年金基金に	
生命保険および年金保険受給権	関する家計の持ち分	
年金受給権		
年金基金の対年金管理者	保険料の前払いおよび未払い保険金	
債権	に対する準備金	
非年金給付受給権		
金融派生商品と被用者自社株購入権	その他の受取債権/支払債務	
金融派生商品	売上債権および買入債務	
オプション	その他	
フォワード		
被用者自社株購入権	メモ項目	
その他の受取債権/支払債務	耐久消費財	
企業間信用・前払	海外直接投資	
その他の受取債権/支払債務		

付表7 G. SNA とBPM6の概念と分類の調和

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
G2 A3.153 から A3.154	個人の居住地変更 参照：第26章 26.37 から 26.39	個人がその居住地である国を変更しても、当該個人が所有する非金融資産、金融資産、負債の所有権は変更しないことを確認する。	個人の居住国の変更から生じる、財のフローの扱いおよび金融勘定の変更に関して明確な指針を提供しなかった。	課題 38b
G3 A3.155 から A3.157	加工目的で海外に輸送された財を所有権の移転ベースで記録される 参照：第6章 6.85～6.86, 第14章 14.37～14.42	08SNAでは、輸入および輸出を、厳密な所有権移転ベースで記録することを勧告する。つまり、財を所有する国と加工サービスを提供する国の間の財のフローは、財の輸入および輸出として記録すべきではない。そうするのではなく、加工単位に支払われた料金は、財を所有する国による加工サービスの輸入、それを提供する国による加工サービスの輸出として記録する。同様な取り扱いは、1事業所の財が同一経済、同一企業内の別事業所に加工のために送られる場合の記録に関して、財を送られた側の事業所が生産過程の継続について責任をもたない場合について、勧告する。	93SNAでは、加工目的で海外に送られ、その後、発送国に返送される財について、実質的な所有権の移転があったものとして取り扱っていた。したがって、発送国を離れる時には輸出として、返送される時には、輸入としてその財を記録していた。加工国は、その輸入の際、財の価値を支払う必要はまったくなかったわけだが、加工を行なう国は、持ち込まれ、加工後返送した財を、(財の輸入と)生産(輸出)として、その全額で記録し、示す。	課題40
G4 A3.158 から A3.159	仲介貿易 (Merchanting) 参照：第14章 14.73.	グローバルな製造業、卸売業、小売業が取得した財と商品ディーリングで決済時に商品実物のフローが存在する場合、取得時に負の輸出、処分時に正の輸出を記録するよう勧告する。	93SNAでは、仲介貿易の扱いに対する指針がなかった。	課題41

注1、作間氏より提供していただいた付録3の翻訳資料から筆者が項目の一部の記述を抜粋し、それぞれの項目と44の課題との対応をチェックして作成した。B、C等のアルファベットは付録3の文節の番号で、それぞれの文節はいくつかの変更項目から構成されている。詳しくは、付録3本文を参照されたい。

How to adapt 2008SNA to Japanese System of National Accounts

Noboru MITSUDO

Summary

This study, at first, describes the key points of changes from the 1993SNA to 2008SNA. Next, it shows the problems contained in the 2008SNA that are the measurement of R&D and the introduction of capital service into the SNA. Lastly, it argues about the adaptation of 2008SNA into JSNA.

The arguments of adaptation consist of three points. First, when FISIM is introduced into JSNA, cost approach should be used for checking the reliability of estimation. Second, R&D as assets should not be introduced into the main system, because there are several unsolved problems about estimation. Third, goods sent abroad for processing should be recorded both at 2008SNA base and at 1993SNA base for the convenience of time series analysis. It is the time that we should prepare to introduce the supply and use table as a basic tool for estimation of JSNA.

Key Words

2008SNA, R&D, Intellectual property products, non-financial assets, The concept of capital services